

高 第 2411 号
平成27年2月17日

各有料老人ホームの設置者 様

倉敷市保健福祉局
福祉部高齢福祉課長

有料老人ホームにおける権利金等の金品の受領について

老人福祉法第29条第6項の規定により、有料老人ホームの設置者が権利金等の金品を受領することは禁止されていますが、平成24年3月31日以前に設置の届出がされた有料老人ホームについては、経過措置により平成27年4月1日から同規定が適用されます。

平成27年4月1日以降、全ての有料老人ホームにおいて、家賃，敷金，介護，その他の日常生活上必要なサービス提供等の対価以外の金品を受領することが禁止されますので、その対応について遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 有料老人ホーム事業変更届の提出

権利金等を受領している有料老人ホームにあつては、入居者が負担する費用の額に変更が生じるため、有料老人ホーム事業変更届の提出が必要となります。

2. 関連する法令

別紙を参照してください。

【問い合わせ先】

〒710-8565
倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 高齢福祉課（担当：内村）
TEL：426-3315

老人福祉法（抜粋）

（届出等）

第29条

- 6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（抜粋）

附 則

（施行期日）

- 第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第10条

- 3 新老人福祉法第29条第6項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第29条第1項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成27年4月1日以後に受領する金品から適用する。